

No. 1 6

令和5年（9月）

第4回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 6 3 号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案 新旧対照表	学校教育課	1
第 6 4 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例 案新旧対照表	保 育 課	2
第 6 5 号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新 旧対照表	予 防 課	3
第 6 9 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	7

議案第 6 3 号の参考資料

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市立学校設置条例（平成 1 7 年条例第 8 8 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
（名称及び位置）	（名称及び位置）																				
第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
(1) 小学校	(1) 小学校																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">熊谷市立妻沼小学校</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊谷市立小島小学校</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市立妻沼西小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市弥藤吾 7 0 4 番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	熊谷市立妻沼小学校	（略）	熊谷市立小島小学校	（略）	<u>熊谷市立妻沼西小学校</u>	<u>熊谷市弥藤吾 7 0 4 番地</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">熊谷市立妻沼小学校</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市立男沼小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市妻沼台 1 3 7 番地</u> <u>1</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊谷市立小島小学校</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市立太田小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市八木田 5 番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市立妻沼南小学校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>熊谷市弥藤吾 7 0 4 番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	熊谷市立妻沼小学校	（略）	<u>熊谷市立男沼小学校</u>	<u>熊谷市妻沼台 1 3 7 番地</u> <u>1</u>	熊谷市立小島小学校	（略）	<u>熊谷市立太田小学校</u>	<u>熊谷市八木田 5 番地</u>	<u>熊谷市立妻沼南小学校</u>	<u>熊谷市弥藤吾 7 0 4 番地</u>
名称	位置																				
熊谷市立妻沼小学校	（略）																				
熊谷市立小島小学校	（略）																				
<u>熊谷市立妻沼西小学校</u>	<u>熊谷市弥藤吾 7 0 4 番地</u>																				
名称	位置																				
熊谷市立妻沼小学校	（略）																				
<u>熊谷市立男沼小学校</u>	<u>熊谷市妻沼台 1 3 7 番地</u> <u>1</u>																				
熊谷市立小島小学校	（略）																				
<u>熊谷市立太田小学校</u>	<u>熊谷市八木田 5 番地</u>																				
<u>熊谷市立妻沼南小学校</u>	<u>熊谷市弥藤吾 7 0 4 番地</u>																				
(2)・(3) （略）	(2)・(3) （略）																				

議案第64号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成18年条例第36号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立妻沼児童クラブ	（略）	熊谷市立妻沼児童クラブ	（略）
		熊谷市立太田児童クラブ	熊谷市八木 田5番地
熊谷市立妻沼西児童クラブ	（略）	熊谷市立妻沼南児童クラブ	（略）

議案第65号の参考資料

熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）

（下線部分は改正部分）

改正案

（変電設備）

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3～(10) (略)

2・3 (略)

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

（蓄電池設備）

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造にしなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

現 行

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の3～(10) (略)

2・3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				入力	離隔距離 (c m)				備考	
					上方	側方	前方	後方		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		不燃	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	100	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	80	30	二		30
		上記に分類されないもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

備考 (略)

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				入力	離隔距離 (c m)				備考
					上方	側方	前方	後方	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		不燃	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	上記に分類されないもの			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
				(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

備考 (略)

認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 50882 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道 60618 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道 妻沼3606 号線	未認定の道路を市道として管理したいため
4	市道 江南6241 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道 江南6242 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため









